

会 議 録

会議の名称	令和2年度 西東京市空き家等対策協議会（第2回）
開催日時	令和3年2月4日（木）午前10時00分 から 午前11時00分 まで
開催場所	防災センター6階 講座室2
出席者	（委員）秋山委員、石井委員、稲垣委員、岩崎委員、上田委員、上村委員、及川委員、竹之内委員、妻屋委員、福室委員、武藤委員、盛委員（五十音順） （事務局）丸山市長、松本まちづくり部長、田中住宅課長、山本係長、坂本主査、長谷川主事
議 事	1 開会 2 議事 【議 案】特定空き家等に係る命令の実施について（諮問） 3 閉会
会議資料の名称	《事前配付資料》 特定空き家等に係る命令の実施について（諮問）
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録

会 議 内 容

1 開会

【会長】

出席の確認。本日の出席者は12名となっている。西東京市空き家等の対策の推進に関する条例第26条第2項に規定する定足数を満たしており、本協議会は有効に成立することを報告する。

会議の公開について。本日の議案「特定空き家等に係る命令の実施について（諮問）」は、西東京市空き家等の対策の推進に関する条例第28条第2号及び西東京市情報公開条例第7条第2号に該当するとして、本日の会議及び会議資料は非公開とし、会議録のみ要点を公開したいがよろしいか。

【各委員】

異議なし。

2 議事

【議 案】特定空き家等に係る命令の実施について（諮問）

《西東京市長から会長へ諮問書を交付》

【会長】

事務局より説明を求める。

【事務局】

対象となる空き家等の管理状態、これまでの経緯及び命令を諮問する理由、命令に係るス

ケジュール等について説明。

【会長】

意見、質問等あるか。

【委員】

所有者は市で把握している住所地に居住していることは間違いないか。

所有者の親族によると、「居住している」とのことだが、そこに居住していることを示す証拠はあるか。

【事務局】

所有者宅を夜間に訪問した際、明かりが灯っていたことを確認している。また、所有者と面会するため自宅を訪問した際、不在のため不在票を投函したが、郵便受けの中が溜まっていないことも確認している。

所有者の親族からも、「連絡は取っていないが、住んでいることは間違いなく、病院、施設への入院・入所もしていないはずである。」と聞いている。現状ではこれ以上の事実確認は難しい。

【委員】

危険ブロック塀に対する指導・勧告の内容は、「ブロック塀のみを改修又は除却する」とのことだが、隣接するブロック塀と一体となっている場合、対象となるブロック塀のみに手を加えることは難しいように思うがどうか。

【事務局】

倒壊の危険性のあるブロック塀は、隣接するブロック塀等と一体となっていないので、当該ブロック塀のみ措置することは可能と考える。

【委員】

所有者の勤務先に関する情報はないのか。勤務先に問い合わせを行うことで反応を得られる場合もある。

【事務局】

勤務先の情報までは把握していない。

【委員】

所有者の親族は、所有者の勤務先について把握していないのか。

【事務局】

所有者の勤務先は確認していない。知り得たとしても、それを基に勤務先へ問合せをすることは、現行の法令上難しいと考える。

【委員】

命じた措置に対して所有者がどの程度対処・改善したら解決になると想定しているのか。

例えば、傾斜したブロック塀は撤去だと思うが、ほかの箇所は切り下げでよいのか。また、モルタルが剥離した塀や万年塀はどうするのか。樹木に関しても、越境した箇所の対応を命ずることになると思うが、どの程度まで対処すれば解決になると想定しているのか。

【事務局】

これまで指導・助言・勧告した範囲となる。具体的には、倒壊の危険性があるブロック塀

は高さを切り下げる。ブロック塀を圧迫している樹木は伐採する。敷地外に越境した樹木は、越境した部分を剪定する。モルタルが剥離した塀や万年塀は、措置の対象としていない。

【委員】

所有者と市とで、命令の内容に対する認識が違ってはいけない。より具体的に命令の内容について提示する必要がある。

【委員】

ブロック塀は高さを3段程度まで切り下げることで、倒壊による危険性を回避することができる。樹木の伐根まで行う必要はない。過剰な費用が掛かる。

【委員】

ブロック塀を圧迫している樹木は、健康な状態か。弱っていれば、今後、倒木による被害が発生する可能性もある。

【事務局】

対象となる樹木は、伐採の措置を命ずることとしている。

【会長】

更に意見・質問はあるか。

【各委員】

なし

【会長】

他にないようなので、これより採決を行う。

《審議内容は非公開》

議案・・・妥当と認める

【会長】

協議会から西東京市長へ答申書の交付を行う。

《会長から西東京市長へ答申書を交付》

【会長】

事務局には本協議会での意見等を踏まえ、今後の事務を進めるようお願いする。以上で、【議案】特定空き家等に係る命令の実施について（諮問）を終わる。

【会長】

今後の予定について事務局より説明を求める。

【事務局】

次回の協議会の開催は現時点では未定となっている。決まり次第連絡する。なお、本日の資料はこの場で回収する。

3 閉会

以上